

豊島区自治基本条例区民会議

区民会議案（最終報告書）

- 区民のための自治基本条例をめざして -

平成 17 年 3 月

豊島区長

高野 之夫 様

豊島区自治基本条例区民会議・区民会議案（最終報告書）

平成 16 年 7 月 17 日締結の「豊島区自治基本条例区民会議案の策定に関する
パートナーシップ協定」に基づき、ここに区民会議案（最終報告書）を提出い
たします。

平成 17 年 3 月 31 日

豊島区自治基本条例区民会議

目次

検討を終えて	1
1. 区民会議案（全文）	2
付帯意見	11
2. 解説	12
3. 検討の経過	31
参考資料	32
・豊島区自治基本条例区民会議案の策定に関するパートナーシップ協定	
・豊島区自治基本条例区民議会則	

検討を終えて

私たち豊島区自治基本条例区民会議（以下「区民会議」）は、昨年5月、区の呼びかけに応えて集まった在住・在勤・在学・在活動のさまざまな立場の40名によりスタートしました。区民の立場から豊島区の自治のあり方を考え、「（仮称）豊島区自治基本条例」に反映させる区民会議案の策定をめざし、22回の全体会議のほか、テーマ別のワーキンググループや、起草委員会、運営委員会など、延べ50回を超える話し合いを行ってきました。

この間、昨年7月には、区とパートナーシップ協定を結び、自主的な検討組織として区民会議を正式に発足させ、今年1月には、それまでの検討の成果を「中間まとめ」として発表しました。そして、区民フォーラムや出前説明会を通じ、「中間まとめ」に対するさまざまなご意見をいただきながら、最終の区民会議案の策定に向け、さらに検討を重ねてきました。

約1年に及んだ検討は、区長の諮問機関としてではなく、パートナーシップに基づく自主的な会議体として、自由な発言を原則とする会議ルールにしたがって進められました。その中で、時には議論が紛糾することもありましたし、さまざまな意見の相違から、認識を共有することの難しさを痛感することもしばしばでした。多様な立場の人々が話し合い、意見を集約していくのには、時間も手間もかかります。しかし、そうしたプロセスそのものが、まさに区民主体の自治のプロセスに重なっていくことを感じました。だからこそ、「我がまちの憲法」として自治基本条例を根づかせていくためには、より多くの区民の中に開かれた話し合いのプロセスを広げ、自治基本条例の理念を共有していくことが大切だと思います。

また、検討を通じて改めて強く感じるのは、自治基本条例は、何よりも「区民のための条例」であるということです。すなわち、区民が主体的に区政やまちづくりに関わり、豊島区らしい自治を実現していくための、最も基本になるものが自治基本条例と言えます。さらに、地方分権や少子高齢、低成長等の社会経済状況の変化や、市民レベルでの公益的な活動の広がり等を背景として、自治のあり方が大きく変わろうとしている現在、この条例の理念に基づいて、地域社会を構成する多様な区民が参加・協働し、さまざまな実践的な取り組みを具体化していくことが必要だと思います。その意味でも、自治基本条例は制定がゴールではなく、そこから自治の取り組みがスタートするのであり、実践を通じて、自治基本条例そのものも検証されていくべきものと考えます。

この区民会議案の提出を受けて、今後は行政による条例案の策定作業が始められることとなります。ここに、最終報告書を提出するにあたり、パートナーシップ協定に基づき、区民会議案の趣旨を最大限に反映した条例案が策定されることを強く求めます。また、区民会議で検討し尽くせなかった点については、区民会議案の後に付帯意見として掲げました。条例案策定の過程で、さらに検討を深めていただきたいと思います。

最後になりましたが、区民会議の助言者として、適宜適切なアドバイスをくださり、私たちが議論の方向性を見いだすためのお手伝いをしてくださりました成蹊大学教授・小原隆治さんと立教大学教授・江上渉さんに心から感謝の意を表します。

1. 区民会議案（全文）

目次

前文

第1章 総則

第2章 区民

第3章 コミュニティ

第4章 区政への参加、協働

第5章 議会

第6章 区長

第7章 区政運営

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、大学などの教育文化施設、歴史と個性ある商店街とそれをとりまく住宅街とが混在する様々な表情を持つ都市として、多様な人々・文化を受け容れてきました。

私たちをとりまく社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。まちづくりや環境、福祉、教育などに取り組む自主的な組織や地域のコミュニティなどが新たな役割を担い始めています。

私たち区民は、今このような認識のもと、自らが自治の担い手であることを改めて確認し、自ら考え、参加し、責任ある行動をします。

私たち区民は、このまちに集う多様な一人ひとりの個性と権利を尊重し、交流し、連携していく過程を大切にします。

私たち区民は、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

この豊島区で共に暮らし、働き、学び、活動している私たち区民は、広い視野で持続可能な社会をめざし、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来へ引き継いでいきます。

このような決意のもと、私たち区民は、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の憲法ともいべきこの条例を制定します。

第1章 総 則

1. 目的

この条例は、前文に掲げる理念に基づき、豊島区における自治の基本原則を定めるとともに、区民と区議会及び区長それぞれの役割を明らかにし、もって自治の実現を図ることを目的とする。

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住む者、区内で働きまたは学ぶ者及び区内で活動する個人または団体をいう。
- (2) 住民 豊島区で住民基本台帳に登録している者及び外国人登録をしている者をいう。
- (3) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (4) 区 区議会及び区長等をいう。

3. 基本原則

(1) 情報共有の原則

区民及び区は、豊島区によりよいまちづくりのため、相互に情報を提供し、共有する。

(2) 参加の原則

豊島区の自治は、区民の主体的な責任ある参加を基本とする。

(3) 協働の原則

区民及び区は、相互に連携し、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、ともに活動する。

(4) 多様性尊重の原則

区民及び区は、年齢・性別・国籍・心身の状況、社会的または経済的状況等、多様な区民の個性と権利を尊重する。

4. 位置づけ等

この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、法令等を解釈する場合、または豊島区の他の条例等を制定もしくは改廃する場合は、この条例にのっとり、整合性を図らなければならない。

また、この条例に規定する内容については、豊島区を取り巻く社会・経済等の環境の変化や、区民及び区による自治実現の不断の取り組みを通じ、常に検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

第2章 区民

1. 区民の権利

すべての区民は、豊島区の自治の主体として、それぞれの立場に応じ、以下の権利を有する。また、区民は、まちづくり及び区政への参加・不参加によっていかなる差別も受けない。

(1) まちづくり及び区政に参加する権利

(2) 区政に対し意見を表明し、提案する権利

(3) まちづくり及び区政への参加に必要な情報を知る権利

(4) 区政への参加に必要な情報の開示を区に請求し、区から説明を受ける権利

2. 区民の責務

区民は、豊島区の自治を実現するために、それぞれの立場に応じ、以下のことに努めるものとする。

(1) 自らが自治の主体であることを認識し、まちづくり及び区政に積極的に参加すること。

(2) まちづくり及び区政に参加するにあたり、自己の発言と行動に責任を持つこと。

(3) 自治の主体として区と協力し、豊島区の自治を拡充すること。

(4) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有するとともに、連携してまちづくりを進めること。

(5) 行政サービスに係る納税等の負担を分任すること。

3. 未成年の権利等

(1) 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい参加の権利を有する。

(2) 青少年及び子どもは、子どもの権利条約にのっとり、安全かつ健全に成長する権利を有する。

(3) 区民は、青少年及び子どもが、安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいけるよう努めるものとする。

4. 事業者の責務

区内で事業活動を行う個人及び団体は、地域環境に配慮するとともに、まちづくりに積極的に参加することを通じ、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第3章 コミュニティ

第1節 コミュニティの意義と原則

1. コミュニティの定義

- (1) コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。
- (2) 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

2. コミュニティを基盤とする活動の原則

- (1) 個人の自由な意志に基づく参加と、相互の立場を尊重した連携を基本とする。
- (2) 地域社会の共通課題をともに考え、その解決に向けた自主的・自発的な取り組みを通じ、区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とする。
- (3) 子どもから大人まで、世代を越えた交流と学び合いを大切にする。

第2節 コミュニティを基盤とするまちづくり

1. 区民によるまちづくり

- (1) 区民は、コミュニティを基盤とする活動を通じ、相互に連携・協力し、地域におけるまちづくりを主体的に担う。
- (2) 区民は、地域の共通課題について開かれた話し合いの場を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区に提案することができる。

2. 区の役割

- (1) 区長は、コミュニティを基盤とする区民の活動の主体性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するとともに、この条例にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。
- (2) 区長は前項(2)に掲げる提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。
- (3) 区議会は、コミュニティを基盤とする区民の活動の役割を認識し、その主体性を尊重しなければならない。

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有

1. 情報の公開及び提供

区は、区民の知る権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するため、情報を区民に公開する義務を負う。また、多様な媒体を積極的に活用して、情報を区民に分かりやすく提供する義務を負う。

2. 説明責任

区は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明する義務を負う。

3. 応答責任

区は、区民から要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答する義務を負う。

4. 審議会等の公開

審議会等の会議は、原則公開とする。

5. 個人情報の保護

区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じる義務を負う。また、区は、区民の自己情報の閲覧等を求める権利を保障する。

6. 学習機会の提供及び支援

区は、区民が社会参加し、また、区民主体の自治を実現できるように、学習機会・場所の提供などの支援に努めなければならない。

第2節 区民参加

1. 各段階への区民参加

区民は、区における課題の把握、計画の策定・実施・評価の各段階において区政に参加することができる。

2. 参加の保障

区長等は、区民の意見が区政に反映されるとともに、参加の機会が保障されるように、多様な参加制度を整備する義務を負う。また、区長等は、参加できない区民が不利益を受けないように特段の配慮をしなければならない。

3. 参加の形態

区長等は、参加の機会を保障するため、次に例示する方法など、事案に応じて必要な手続きを講じなければならない。また、決定した方法及び意見等の取扱いについては、速やかに区民に周知するものとする。

アンケート調査

公聴会

ワークショップ

審議会・懇談会

事業実施における参加

行政評価

4. パブリックコメント制度

区長等は、重要な政策及び計画の策定に際し、事前に案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。

5. 推進機関の設置

自治の円滑な推進を図るため、区民及び学識経験者で構成する自治推進機関を設置する。自治推進機関は、この条例の改正その他自治の推進に関する重要事項について、自ら区長に対して提言し、または区長の諮問に応じて答申する。

第3節 住民投票

1. 住民投票

区長は、合併等の廃置分合その他区政の重要事項について、直接区民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。投票資格など住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定めることとする。

2. 住民投票の請求及び発議

住民投票の実施の請求及び発議は、住民、区議会議員、区長が行うことができる。住民の要件については、永住資格を有する外国人及び満18歳以上の者を含めることとする。

3. 投票結果の尊重

区は、投票結果を尊重する義務を負う。

第4節 協働

1. 協働の推進

区は、区に関わる多様な主体が相互に連携・協力して協働を推進していくために、必要な支援を行わなければならない。

また、区は、多様な主体が相互にコミュニケーションを図れるように、機会・場所の提供に努めなければならない。

2. パートナーシップ

区は、社会貢献の意欲ある地域活動団体や教育機関などをパートナーとして尊重し、協働するものとする。

また、区は、協働作業が円滑に遂行されるように、パートナーの対等の立場を尊重し、相互の責任・役割、機能・専門性等について決める義務がある。この場合において、区は、パートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

第5章 議会

第1節 議会の意義と役割

1. 議会設置の宣言

区民は、法令等の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

2. 区民の信託と区議会の権限

区議会は、区民の信託を受けた代表による意思決定機関として、区民の意思・権利を区行政運営に反映させるため、条例の制定、予算などについて審議を十分につくし議決する。

3. 自治の発展

区議会は、豊島区の自治を担う重要な機関としてその機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割をはたさなければならない。

4. 就任時の宣誓

区議会議長は、区議会を代表して、議員任期初めの議会の開催にあたり、自治基本条例にのっとり議会運営を行うことを宣誓しなければならない。

5. まちづくりの推進と福祉の向上

区議会は、区民の意思の把握、調査等を踏まえ、政策の提案・立法を行い、豊島区のまちづくりの推進と区民の福祉の向上を図らなければならない。

6. 区行政運営の監視と調査

区議会は、区行政が区民の意思・権利を反映し適切に運営されていることを監視・牽制し、そのための調査、研究、意見聴取などを行わなければならない。

第2節 議会運営

1. 円滑・効率化

区議会はその意義と役割を達成するため、円滑・効率的な議会運営を行うとともに、定数・組織の最適化と効率化を図らなければならない。

2. 開かれた議会運営

区議会は、区民との政策情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

第3節 議員の責務

1. 行動の指針

区議会議員は区民の信託を受けた区民の代表者として、区民意思と権利の区政運営への反映を行動の指針としなければならない。

2. 議論の活発化と能力向上

区議会議員は、議会の責務を果たすため研鑽し、議員間の議論の活発化、審議・政策能力の向上に努めなければならない。

第6章 区長

第1節 区長の意義と役割

1. 区長設置の宣言

区民は、法令等の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

2. 区民の信託と区長の権限

(1) 区長は、区民の信託を受け、区を統括し、代表する。

(2) 区長は、区行政運営の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、それらを執行する権限を有する。

3. 自治の発展

区長は、誠実公正に職務を執行するとともに、区議会・区民と連携して自立した区政と区民自治の発展を図らなければならない。

4. 就任時の宣誓

区長は就任にあたって、自治基本条例にのっとり職務を執行することを宣誓しなければならない。

5. まちづくりの推進と福祉の向上

区長は、区民の意思・権利を反映した行政サービスの提供を行い、豊島区のまちづくりの推進と区民の福祉の向上を図らなければならない。

6. 区行政運営方針の明示

区長は毎年、区行政運営の基本方針を定め、区議会と区民に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

第2節 区行政組織・職員の管理

1. 区行政組織の整備

区長は、区行政組織を区民の多様なニーズと行政課題の変化に迅速に対応するよう整備し、組織横断的で総合的な視点から区行政運営を行わなければならない。

2. 職員の登用・育成

区長は、自治基本条例にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を進めるための職員の登用・育成に努めなければならない。

第3節 区の職員

1. 区民との信頼関係・連携

(1) 区民としての自覚

職員は、自らも豊島区の区民の一員であることを自覚し、区民の信頼の獲得に努めなければならない。

(2) 全体の奉仕者

職員は、区民全体の奉仕者として、区民の信頼と満足度の向上に努め、区民との協働の視点を持ち、職務の執行に努めなければならない。

2. 職務執行

(1) 誠実公正な職務の執行

職員は、その職務が区民の信託に由来することを自覚し、区長と法令の指示するところのみ従い、誠実公正かつ創意をもって能率的な職務の執行に努めなければならない。

(2) 自治基本条例の理念の実現

職員は、自治基本条例の理念を理解し、その実現のため職務を執行することに努めなければならない。

3. 公益通報等

(1) 区行政の違法・不当の是正

職員は、区行政の運営に違法・不当の事実があるかその恐れがある場合に、これを放置あるいは隠すことなく事態の是正に努め、区行政運営を常に適法で公正なものにするよう努めなければならない。

(2) 公益通報等による不利益処分の禁止

区長は、職員が区行政の違法・不当あるいはその恐れのある是正・通報等を行った場合、他の法令等に反しない限り、不利益となる措置を取ってはならない。

(3) 公益通報等の処理機関

区長は、前項の是正・通報に係る機関を別に定め、当該機関に通報の受付、調査、報告等の処理を委ねなければならない。

第7章 区政運営

第1節 区行政運営

1. 基本構想と計画行政

(1) 基本構想等の策定

区長等は、自治基本条例にのっとり基本構想等を策定し、総合的・計画的な区行政の運営を行わなければならない。

(2) 目標等の明示

基本構想に基づき策定される計画には、計画目標・実施内容・費用・期間を数値として明示し、財政上の裏付けと実施の優先順位を付すものとする。

(3) 区民の参加

基本構想等の策定にあたっては、区民の参加を担保する基本構想審議会等の意見を尊重しなければならない。

2. 行政手続

区長等は、区の行政手続きの公正と透明性を確保し、区民の権利と利益の保護に努めなければならない。

3. 行政評価

(1) 行政評価の実施

区長等は、個別の施策と事業の目的に照らして、その達成度合いを監視し、評価を行い、公表しなければならない。その目的が達成されていない場合は、達成を促すために必要な措置を講じなければならない。

(2) 各段階における評価

個別の施策と事業の評価は、事前、執行途中、事後の各段階において行わなければならない。

4. 自治体法務

区長等は、自立した区行政運営を実現するため、法令等の自主解释权及び条例等の自治立法権の積極的な活用を図らなければならない。

5. 財政・財務等

(1) 予算編成

区長は、基本構想に基づく計画及び行政評価を踏まえて予算編成を行うとともに、決算結果を含め、区民に十分な説明責任を果たさなければならない。

(2) 財政の健全化

区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化と世代間負担の公平化を図らなければならない。

(3) 財政状況と財務諸表の公表

区長は、区長の見解、評価内容を付し、区の財政状況と財務諸表を公表しなければならない。

(4) 出資団体、助成団体の監督

区長は、出資団体及び助成団体等に出資目的の達成を求め、区民への情報公開と適正な業務運営がおこなわれるよう監督するものとする。

6. 危機管理

(1) 区民生活の安全性の向上

区長等は、区民生活の安全性向上の観点から、防災等を考慮した安全なまちづくりの推進に努めなければならない。

(2) 大規模災害等の危機管理体制

区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には区民、関係機関と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。

(3) 区民による相互支援

区民は、大規模災害等に備え、相互の信頼関係を構築し、支援体制を整備するよう努めるものとする。

第2節 他機関等との連携

1. 自主性・自立性の原則

区は、区政の運営にあたって、自らの責任と自主性、自立性をもって判断し、区民及び他の自治体や国とも連携して自治を推進するものとする。

2. 国及び都との関係

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、国及び東京都と対等な政府間関係を確立し、各々の役割分担の明確化と財源配分のもと、その責任をはたす関係を目指すものとする。

3. 他の自治体及び国等との連携

(1) 自治の拡充のための連携

区は、他の自治体及び国や関係機関と連携し、法制度の構築に取り組むなど、地方自治の拡充を図るものとする。

(2) 課題解決のための連携

区は、他の自治体及び国や関係機関と連携し、経済の発展、防災、環境、教育などの課題解決に取り組み、よりよいまちづくりの推進に努めるものとする。

4. 国際的な連携

区は、外国人人口の多い特性を考慮し、在住外国人、市民団体、海外の自治体等と連携し、経済の発展、防災、環境、教育、人権などについて、地域からの視点とグローバルな視野で課題の解決に取り組むものとする。

付帯意見

私たち区民会議は、自治の基本ルールについて、できるかぎり幅広く検討してきました。それでもなお、最終案までに検討し尽くせなかった項目や、さらに詳細に検討すべき項目がいくつかあります。

今ここに区民会議案を提出するにあたり、特に以下の項目については、条例案策定の過程で、さらなる検討を重ねられることを付帯意見として申し添えます。

1. コミュニティを基盤とするまちづくりにおける区民の提案制度について

地域の課題を話し合うために区民の自発的な意思によって作られる合議の場と、そこでの開かれた議論を通じて合意形成された区民の考えを区に提案する方法及びその取扱い等について、自治基本条例のなかにもどこまで規定できるか、さらに検討を要します。

また、条例制定後も、コミュニティに関する自治基本条例の精神をより具体化するために、様々な取り組み・施策の実践と検証の積み重ねを通じ、継続して検討していくことを求めます。

2. 推進機関の設置について

自治の円滑な推進を図るため、自治基本条例が正しく運用されているかを検証するとともに、この条例の改正に関することも含め、自治の推進に関する重要事項を検討する場として、推進機関の設置を規定しました。この推進機関の構成や役割等については、さらに検討を要します。

また、条例の精神を活かした具体的な取り組みのひとつとして、条例制定に合わせ、推進機関が設置されるように求めます。

3. 住民投票の請求・発議要件及び住民投票条例について

住民投票制度を実施できる旨は規定しましたが、投票要件や実施方法等具体的な規定は別に条例で定めることとしました。ただし、請求・発議については、住民・区議会議員・区長のそれぞれができることとしました。常設の住民投票条例を定めるのではなく、個々の案件ごとに条例を定めていく個別型とする場合は、この条例または規則等で、それぞれについて請求・発議要件を定めておく必要があります。また、住民の要件についてもさらに検討を要します。

4. 公益通報について

区行政運営を常に適法で公正なものとするために、違法・不当の事実に関する職員の公益通報制度を新たに規定しました。この制度の実施に関する詳細な規定や処理機関等について、さらに検討を要します。

5. 行政評価について

行政評価についてはモニタリングの必要性に重点を置き、基本的な枠組みのみを規定しました。具体的な評価方法や第三者評価、評価への区民参加等については、これまでの実績も踏まえ、さらに検討を要します。

6. 区民の権利の救済について

区民の権利保護については行政手続の中に区の努力義務を規定しましたが、より積極的な制度として、区政に対する苦情を中立公正な立場で簡易迅速に処理し、区民の権利を救済する第三者機関としてオンブズマンを設置する自治体も見られます。区民会議では、オンブズマン制度についての検討は行いませんでしたが、今後検討を要するものとして最後に付記します。

2 . 解説

前文

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、大学などの教育文化施設、歴史と個性ある商店街とそれをとりまく住宅街とが混在する様々な表情を持つ都市として、多様な人々・文化を受け容れてきました。

私たちをとりまく社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。まちづくりや環境、福祉、教育などに取り組む自主的な組織や地域のコミュニティなどが新たな役割を担い始めています。

私たち区民は、今このような認識のもと、自らが自治の担い手であることを改めて確認し、自ら考え、参加し、責任ある行動をします。

私たち区民は、このまちに集う多様な一人ひとりの個性と権利を尊重し、交流し、連携していく過程を大切にします。

私たち区民は、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

この豊島区で共に暮らし、働き、学び、活動している私たち区民は、広い視野で持続可能な社会をめざし、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来へ引き継いでいきます。

このような決意のもと、私たち区民は、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の憲法ともいふべきこの条例を制定します。

【解説】

この条例全体を貫く自治の基本理念として、以下の趣旨に基づき前文を掲げます。

豊島区の特徴

豊島区は、近代以降の急速な都市化の中で、多くの人々や様々な文化を受け容れながら、副都心としての機能を有する都市として発展してきました。そして現在もまた、総人口に匹敵する昼間流入人口を日々受け容れ、また総人口の15人に1人を外国人登録者が占めるなど、多様な人々が入り混じり、常に流動している中で、都市特有の課題と可能性を抱えています。

自治基本条例制定の背景

地方分権改革により、国と自治体との役割分担の見直しが進むとともに、少子高齢・低成長社会への移行に伴い、中央が地方を画一的に統一するシステム、さらに官が公共を独占的に担うシステムが破綻し、官民の役割分担が見直されるとともに、行政と区民等との協働による新たな公共システムへの転換が図られています。また、地域活動やNPOやボランティアセクター等の市民活動の広がりを背景として、これまでの行政主導（お任せ民主主義）から、区民自らが自治の担い手として地域社会づくりに参加していくことが求められています。

目指すべき自治のあり方

この豊島区で共に暮らし、働き、学び、活動する多様な区民一人ひとりが自治の担い手であることを改めて確認し、ともに参加し行動すること、互いの個性と権利を尊重し合い、交流し連携すること、そして私たち区民が信託する区議会・区長とともに、協働して豊島区の自治を実現していくこと...そうしたことを通じ、誰もが誇れるまちづくり、小さな地域からより広い社会へとつながっていくまちづくりをめざしていきます。

条例制定の宣言

以上の基本理念に基づき、この条例を制定することを宣言します。

第1章 総則

1. 目的

この条例は、前文に掲げる理念に基づき、豊島区における自治の基本原則を定めるとともに、区民と区議会及び区長それぞれの役割を明らかにし、もって自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の中で定める内容と制定の目的を明らかにします。

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住む者、区内で働きまたは学ぶ者及び区内で活動する個人または団体をいう。
- (2) 住民 豊島区で住民基本台帳に登録している者及び外国人登録をしている者をいう。
- (3) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (4) 区 区議会及び区長等をいう。

【解説】

(1) 区民

豊島区というまちは、区内に住んでいる人だけではなく、区内で働く人や学ぶ人など、何らかの目的で豊島区というまちを生活の場としている様々な人々から成り立っています。特に、昼間の多くの時間帯は、区民の約3分の1は区外の勤め先や学校に通っており、それに代わりほぼ総人口に匹敵する25万人もの人が区外から流入しています。そのような状況において、例えば災害時のことひとつ考えても、住民だけではなく、豊島区に関わる多様な人々が、それぞれの立場で協力し合うことが必要です。そうした「都市」としての豊島区の特性を踏まえ、まちづくりや自治を担う区民を定義する必要があります。また、少子高齢化により、地域の中で活動に関わる人材が不足してきている現在、地域のさまざまな課題を解決していくために、住民以外の多様な人材も巻き込んで、地域の力を再生していくことが求められています。

こうした視点から、自治基本条例の主語となる「区民」については、住民に限定せず、区内で働き、学び、活動する人も含め、幅広くとらえることとしました。また、個人としての区民だけではなく、ボランティア活動や様々な地域活動にたずさわるグループやNPO、また、区内で事業を営む事業者や法人についても、まちづくりに関わる多様な主体の一員として、区民の中に位置づけました。

(2) 住民

自治の主体となる区民については、地域社会に関わる多様な主体として、前項のように幅広く定義しましたが、区民としてのさまざまな権利義務を考えていくにあたっては、区民と住民とを分けて考える必要があります。

住民について、地方自治法では「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と定義し、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」として、その権利義務が規定されています。この規定は、特別地方公共団体である特別区にも準用されますが、現実の問題として、豊島区においては、住んではいても住民登録をしていない人も多く、住民としての権利義務を考えた場合、居住の実態があるかどうかだけで同様に考えるこ

とはできません。そのため、住民については、外国人登録者の多い豊島区の特徴も踏まえ、「住民基本台帳に登録している者及び外国人登録をしている者」と定義しました。

【その他意見】

「住民」と「区民」の間で、豊島区に対する意識（帰属意識ともとれる）の乖離が甚だしいことが予想される。理想としては、豊島区に関係する各主体を「区民」として定義することが望ましいのだろうが、豊島区内の会社・学校などに在籍している「区民」の意識を如何にして取り込むかが今後の課題である。

3. 基本原則

(1) 情報共有の原則

区民及び区は、豊島区のよりよいまちづくりのため、相互に情報を提供し、共有する。

(2) 参加の原則

豊島区の自治は、区民の主体的な責任ある参加を基本とする。

(3) 協働の原則

区民及び区は、相互に連携し、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、ともに活動する。

(4) 多様性尊重の原則

区民及び区は、年齢・性別・国籍・心身の状況、社会的または経済的状況等、多様な区民の個性と権利を尊重する。

【解説】

豊島区において自治を実現していく上で、基本となる4つの原則を掲げます。

(1) 情報共有の原則

区政情報に限定せず、また、区民も情報の提供主体である（区民主体の地域活動に関する情報や、区民の区政への意見・提案等）という視点も含め、「よりよいまちづくり」に必要なすべての情報を区民と区の共有財産として位置づけます。「情報なくして参加なし」とも言われ、情報の共有が参加や協働の前提となるものであることから、基本原則の一番目に掲げました。

(2) 参加の原則

区政への参加、あるいはまちづくりや地域活動への参加のいずれの場合でも、区民が自らの意思で参加することが基本であり、強制された参加からは地域に対する真の愛着は生まれません。区民の自主性を尊重し、それぞれができる範囲で参加することを原則とします。

(3) 協働の原則

これまでのように公共の問題について行政本位、お役所任せにするのではなく、地域社会を構成する区民と区、あるいは区民相互が対等な立場で連携し、目的を共有し、それぞれの能力や特性を活かして補い合い、協力してよりよいまちづくりを進めていくことを原則とします。

(4) 多様性尊重の原則

前文でも述べたように、豊島区は多様な人々や文化を受け容れてきた歴史を持ち、そして現在も多様な人々によって構成されています。そうした都市としての成り立ちを踏まえ、多様な区民の個性や立場を尊重し合い、交流し、連携していく中で、その多様性を活かしていくことが、豊島区らしい自治の実現につながっていくと考えます。

4. 位置づけ等

この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、法令等を解釈する場合、または豊島区の他の条例等を制定もしくは改廃する場合は、この条例にのっとり、整合性を図らなければならない。

また、この条例に規定する内容については、豊島区を取り巻く社会・経済等の環境の変化や、区民及び区による自治実現の不断の取り組みを通じ、常に検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

【解説】

自治基本条例もひとつの条例である以上、法制度上は他の条例と同列に見なされ、制定・改廃等について特別な取扱いを規定することは困難です。しかし、「最高規範」としての位置づけをここで明記することにより、他の条例に対する優位性や基本条例としての上位性を担保し、実際の運用にあたって、整合性を保つことが図られるものとしします。

また、時代や社会経済状況の変化、さらに実際の自治推進の取り組み状況に則してこの条例自体の見直しを行うことが必要です。ただし、自治の原則であるこの条例を区民の意思に反して安易に改廃することは許されません。見直しを行うにあたっては、その内容だけではなく、見直し方法についても、区民の意見を反映させていかなければなりません。

第2章 区 民

1. 区民の権利

すべての区民は、豊島区の自治の主体として、それぞれの立場に応じ、以下の権利を有する。また区民は、まちづくり及び区政への参加・不参加によっていかなる差別も受けない。

- (1) まちづくり及び区政に参加する権利
- (2) 区政に対し意見を表明し、提案する権利
- (3) まちづくり及び区政への参加に必要な情報を知る権利
- (4) 区政への参加に必要な情報の開示を区に請求し、区から説明を受ける権利

2. 区民の責務

区民は、豊島区の自治を実現するために、それぞれの立場に応じ、以下のことに努めるものとする。

- (1) 自らが自治の主体であることを認識し、まちづくり及び区政に積極的に参加すること
- (2) まちづくり及び区政に参加するにあたり、自己の発言と行動に責任を持つこと
- (3) 自治の主体として区と協力し、豊島区の自治を拡充すること
- (4) 区民相互のコミュニケーションを大切に、まちづくりに必要な情報を共有するとともに、連携してまちづくりを進めること
- (5) 行政サービスに係る納税等の負担を分任すること

3. 未成年の権利等

- (1) 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい参加の権利を有する。
- (2) 青少年及び子どもは、子どもの権利条約にのっとり、安全かつ健全に成長する権利を有する。

(3) 区民は、青少年及び子どもが、安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいけるよう努めるものとする。

4. 事業者の責務

区内で事業活動を行う個人及び団体は、地域環境に配慮するとともに、まちづくりに積極的に参加することを通じ、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

国民や住民の権利・責務については、日本国憲法をはじめとする法律や条例等の中で既に様々に規定されていますが、区民が自治の主体として活動するための基本的な権利や責務は明記されていません。そこで、地方分権社会において、自治基本条例の中でこそ、自治の主体としての区民の権利と責務を規定することが必要です。すなわち、区民が自治に主体的に参加する権利を柱とし、それに対応する行動原則としての責務を提起していくことになります。

以上の視点に立ち、区民を住民限定ではなく幅広く定義したことを踏まえ、また、参政権等それぞれの立場に応じて参加の権利・責務に違いがあることも踏まえ、区民の権利と責務を以上のように規定します。また、全国的に見ても少子化が著しい豊島区の現状に鑑み、未成年の権利については特に項目を設けました。さらに、商業地と住宅地が混在する豊島区の現状を考慮し、事業者の社会的な責任や社会貢献努力についても規定しました。

第3章 コミュニティ

第1節 コミュニティの意義と原則

1. コミュニティの定義

- (1) コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。
- (2) 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

2. コミュニティを基盤とする活動の原則

- (1) 個人の自由な意志に基づく参加と、相互の立場を尊重した連携を基本とする。
- (2) 地域社会の共通課題をとともに考え、その解決に向けた自主的・自発的な取り組みを通じ、区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とする。
- (3) 子どもから大人まで、世代を越えた交流と学び合いを大切にする。

【解説】

私たちは日々生活する中で、何らかの形で人と関わりを持って暮らしています。家庭にはじまり、ご近所同士のおつきあいや、さらに地域の中の様々な場面で多くの人と出会います。そうした中から、ごく自然に仲間意識とか親近感とかいったものが芽生え、目に見えない人と人との緩やかなつながりが生まれてきます。そして、そのようなつながりを土壌として、そこから始めて様々な地域活動が生まれ、また活動を担う人々が集まって組織や集団を形成していくのだと考えます。

コミュニティの定義については、地域活動を担う組織や集団として定義づける例が多いようですが、以上の視点に立ち、私たち区民会議では、「人と人とのつながり」そのものをコミュニティと定義し、活動や組織・集団とは分けて考えることとしました。都市社会の匿名性や人間関係の希薄さ、あるいは地域活動の担い手不足などがよく言われますが、実際には地域の中ではさまざまな人と人とのつな

がりが既に作られており、そうしたつながりをうまく活かすことによって、新たな活動の可能性が広がり、地域を生き活きたものにしていくことができると考えます。また、多様な人々から構成される都市だからこそ、多様な活動が生まれる可能性が期待できるとも考えられます。

現在の豊島区においては、地域の課題を解決するための区民の自主的な活動として、町会・自治会等の地域住民による活動に加え、NPO・ボランティアグループ等、特定の目的のために集まった人々による活動などが新たな展開を見せていますが、これらの活動同士が交わる機会はあまり見られません。しかし、都市特有の様々な地域の課題を解決していくためには、両者も含め、さまざまな活動がそれぞれの得意とする領域を補完し合い、連携・協力して豊かな地域社会を築いていくことが必要です。そのためには、地域の中で活動を結びつけていくコーディネーターの役割が不可欠ですが、こうしたコーディネーターの育成や、より多くの人と人とのつながり、連携を生み出していくための仕掛けづくりといった面で、行政も一定の役割を果たすことが期待されています。しかし、地域活動への参加は個人の自発的な意思に基づくものであり、その活動も自主的・自発的なものであることが原則であり、行政はそうした活動の自主性を尊重しなければなりません。

また、コミュニティを基盤とする地域活動の原則については、「中間まとめ」において以下の5つの原則を掲げていました、最終案ではそれを整理して2の(1)(2)にまとめるとともに、高齢社会が豊島区の特徴と言われる中で、それをマイナス面として考えるのではなく、豊かな加齢文化を活用していくことをめざし、世代を越えた交流と学び合いを活動の原則として付け加えました。

中間まとめにおける原則

1. 自発性・自主性の原則

コミュニティは区民の自発的な意思によって形成されるものであり、区は、コミュニティ形成における区民の自発性と自主性を最大限に尊重しなければならない。

2. 参加の原則

すべての区民は、コミュニティ活動に参加することにおいて平等であり、また、参加にあたっては、個人の自主性が尊重される。

3. 自己決定・自主運営の原則

コミュニティの運営は、自己決定・自主運営を原則とし、コミュニティの成員は自らの決定について責任を分かち合うよう努める。

4. 連携の原則

地域で活動する様々なコミュニティは、地域の共通課題を解決するために連携・協力し、必要に応じて新たなコミュニティを形成することができる。また、課題の解決に伴い、コミュニティを解散することができる。

5. 合議の原則

コミュニティにおける合意形成においては、互いの意見を尊重し合い、自由な意見交換による合議のプロセスを大切にす。

第2節 コミュニティを基盤とするまちづくり

1. 区民によるまちづくり

(1) 区民は、コミュニティを基盤とする活動を通じ、相互に連携・協力し、地域におけるまちづくりを主体的に担う。

(2) 区民は、地域の共通課題について開かれた話し合いの場を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区に提案することができる。

2. 区の役割

- (1) 区長は、コミュニティを基盤とする区民の活動の主体性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するとともに、この条例にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。
- (2) 区長は前項(2)に掲げる提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。
- (3) 区議会は、コミュニティを基盤とする区民の活動の役割を認識し、その主体性を尊重しなければならない。

【解説】

自治基本条例の中心となるテーマは、「区民が主体の自治」をいかに実現していくかということです。その意味で、私たちはコミュニティを基盤とするまちづくりにおいて、地域のことは地域で考え、決めていくことができる仕組みを築いていくことが区民自治の基本になると考えます。

「中間まとめ」の段階においては、このような仕組みについて具体的に条文で書くことは難しいのではないかという意見が多かったため、抽象的な表現にとどまっていましたが、最終案では、コミュニティを基盤とする活動を通じて、区民がまちづくりの主体であるということを明確に規定した上で、地域における自己決定権を実現していくための仕組みとして、まちづくりに関する提案権と、それに対する区の尊重義務を明示しました。

地域区民の合意形成に基づき、地域におけるまちづくりを主体的に担っていくためには、多様な区民が地域の共通課題について開かれた議論をすることが必要です。そして、その中からまちづくりに関する様々なアイデアや施策を提案し、それを実現していく仕組みが必要であると考えます。

また、そうした話し合いの場は、区民の自発的な意思によって作られるべきものであり、例えば現在区が進めている「地域区民ひろば構想」の運営協議会を直接イメージするものではありません。したがって、区が一律にその範囲を線引きしたり、全区一斉的に住民を組織化したりする制度としてではなく、区民の自発的な話し合いの場を区とのパートナーシップに立つものとして考えていくこともひとつの方法だと思います。

最終的なかたちとして、「地域でできることは地域で決定し、解決していく」という都市内分権や住民自治を実現していくためには、上記提案制度以外にも、コミュニティに関する自治基本条例の理念・精神を生かした具体的な取り組み・施策を展開していく必要があると考えます。したがって、来年度からモデル実施が予定される「地域区民ひろば構想」も、この条例の精神に則って進められるべきものであると考えます。さらに、区民の中に多様なつながりを生み出し、活動を喚起する取り組みや、多様な活動を結びつけるコーディネーターの育成、そうした活動に対する区の支援策など、条例制定後も、この条例の理念に基づいた実践と検証の積み重ね、別途条例化も含め、継続して検討していくことが必要です。

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有

1. 情報の公開及び提供

区は、区民の知る権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するため、情報を区民に公開する義務を負う。また、多様な媒体を積極的に活用して、情報を区民に分かりやすく提供する義務を負う。

2. 説明責任

区は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明する義務を負う。

3. 応答責任

区は、区民から要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答する義務を負う。

4. 審議会等の公開

審議会等の会議は、原則公開とする。

5. 個人情報の保護

区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じる義務を負う。また、区は、区民の自己情報の閲覧等を求める権利を保障する。

6. 学習機会の提供及び支援

区は、区民が社会参加し、また、区民主体の自治を実現できるように、学習機会・場所の提供などの支援に努めなければならない。

【解説】

第1章総則の3.基本原則の(1)で規定した「情報共有の原則」に基づき、区政参加の前提となる区民の情報を知る権利とそれを保障するための区の責務等を規定します。

区の情報公開制度及び個人情報保護制度については、既に「豊島区行政情報公開条例」「豊島区個人情報保護条例」が制定され、両条例に基づき運営されていますが、その基本的な枠組みを改めて自治基本条例の中で規定することにより、情報共有の大切さを明らかなものとします。

ここで定める「情報」とは、いわゆる「区政情報」に加え、「区民の自治実現のために必要なあらゆる情報」を指します。また、区の説明責任・応答責任については区の義務として明確に規定しました。なお、個人情報の保護については、「共有」という概念とは少し意味が異なりますが、「情報」の中の「個人情報」に関する特則ととらえて、「情報の公開及び提供」と同じ章に規定することとしました。

さらに、情報の共有をより深めていくための仕組みとして、学習機会の提供及び支援についても、区の役割として加えました。

第2節 区民参加

1. 各段階への区民参加

区民は、区における課題の把握、計画の策定・実施・評価の各段階において区政に参加することができる。

2. 参加の保障

区長等は、区民の意見が区政に反映されるとともに、参加の機会が保障されるように、多様な参加制度を整備する義務を負う。また、区長等は、参加できない区民が不利益を受けないように特段の配慮をしなければならない。

3. 参加の形態

区長等は、参加の機会を保障するため、次に例示する方法など、事案に応じて必要な手続きを講じなければならない。また、決定した方法及び意見等の取扱いについては、速やかに区民に周知するものとする。

アンケート調査

公聴会

ワークショップ

審議会・懇談会

事業実施における参加

行政評価

4. パブリックコメント制度

区長等は、重要な政策及び計画の策定に際し、事前に案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。

5. 推進機関の設置

自治の円滑な推進を図るため、区民及び学識経験者で構成する自治推進機関を設置する。自治推進機関は、この条例の改正その他自治の推進に関する重要事項について、自ら区長に対して提言し、または区長の諮問に応じて答申する。

【解説】

豊島区は、基本構想の中で「あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく」こと（「参画」と「協働」のシステム構築）を基本方針の第一に掲げています。この区民会議にも、在住者だけでなく、在勤・在学・在活動者など、区に関わりのある多様な立場の人々が参加しています。

こうした参加の広がりを自治基本条例の中できちんと制度化するために、既存制度を整理するとともに、より参加を促進していくための仕組みについても検討しました。

区政への参加にあたっては、区の施策や計画について、立案・策定される以前から区民の声を反映していく仕組みが必要です。そこで、課題の把握から計画の策定・実施・評価の各段階における区民参加の保障を第一に規定しました。その上で、実際に参加するための方法・手段として、参加の形態を例示しました。いずれの形態を採用するかは、事案に応じ適宜適切に決定し、また決定方法等についても、きちんと区民に説明することとしました。また、パブリックコメントについては、現在は要綱に基づいて実施されていますが、幅広い区民が自らの意思で参加できる手段であり、また他の参加方法との併用も可能であるため、特に規定を設け自治基本条例の中に改めて位置づけました。

さらに、より参加を促進していくための仕組みとして、区民と学識経験者等で構成する推進機関の設置を加えました。

なお、区政への参加については中間まとめの段階では「参画」という用語を用いていました。「参加」と「参画」では意味が異なるため、計画段階からの参加を意味する「参画」の方が良いという意見もありましたが、両者が厳密に使い分けられている訳ではなく、「参加」の方がより一般的な用語と考えられるため、区民会議案全体の用語を検討する中で、「参画」を含めたものとして「参加」に統一することとしました。

【その他意見】

「苦情処理」ではなく「提案」であるため、「課題の把握」について区民が参加するには、従来とは異なる何らかの仕掛けが必要になる。

区民が参画できる事案について、基本構想・基本計画・重要計画などを具体的に挙げる必要がある。

最近、住民税の1%など歳入の一定割合の用途を住民が決める制度を導入する自治体が出てきている。このような形態の「予算策定過程への参画」を、本条例に盛り込むかどうかについても検討を要する。

区民参加が一定の区民に限定されないように、参加の多様性、専門知識の活用、参加の制限などについても規定する必要がある。また、意見の多様性・参加の容易さの確保と同時に、「悪意ある参加」についての一定の方策を考える必要がある。

現状では、参加できる事案や参加方法の選択が区長に任されている上に、「課題の把握」については従来区民があまり参加していない分野である。このため、区と区民との間に立って個々の区民からの提言を整理し、この条例の改正も含めた区長からの諮問を審議する機関として、自治推進機関を設置することを想定している。ただし、機関の設置目的や、委員の選定方法、活動内容などについては意見の一致を得ていないため、今後の検討課題となっている。

また、この条例の改正についても意見を述べるのであれば、「参加・協働」の枠には収まらない可能性もあるため、総則に規定することも考えられる。

第3節 住民投票

1. 住民投票

区長は、合併等の廃置分合その他区政の重要事項について、直接区民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。投票資格など住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定めることとする。

2. 住民投票の請求及び発議

住民投票の実施の請求及び発議は、住民、区議会議員、区長が行うことができる。住民の要件については、永住資格を有する外国人及び満18歳以上の者を含めることとする。

3. 投票結果の尊重

区は、投票結果を尊重する義務を負う。

【解説】

現在、全国的にも市町村合併等の是非を問う住民投票のニュースをよく耳にしますが、自分たちが暮らす地域社会に関わる重要事項について、地域住民が直接その意思を表明できる制度として、住民

投票に関する規定を置きます。

住民投票については、住民投票条例という一般的な条例を制定する（常設型）か、 に関する住民投票条例という課題ごとの条例を制定する（個別型）かのいずれかの方法があります。どちらを選択することも可能ですが、いずれにしても別条例で定めることになります。

請求及び発議を受けて住民投票を実施する場合、常設型については既に制定してある住民投票条例に基づいて投票資格等を決定するのに対して、個別型については改めて住民投票条例を制定し、その中で個々に決定することになります。

請求及び発議ができる住民の範囲としては、「区民」の概念を広く捉える本条例においては、自治の担い手であることについて、外国人や年少者も有権者と何ら変わりはありません。しかし、外国人には短期の在留者も多いことから、その範囲を永住外国人としました。また、年少者については、区政の重要事項について一定の判断ができる者として、満 18 歳以上の者としました。請求及び発議の必要数については、地方自治法の例（住民は 50 分の 1 以上・議員は定数の 12 分の 1 以上）を参考に、今後さらに検討していく必要があります。

また、条例に基づく住民投票制度は、法的に位置付けられた制度ではないため、投票結果に拘束力を持たせることはできませんが、住民の意思が最大限尊重されるように、区に結果尊重義務を課しました。

【その他意見】

永住外国人については、参政権の観点からの反対意見、年少者については、さらに年齢を引き下げるべしという意見もある。なお、投票資格ではないため、請求権者の範囲を広げれば、必要な連署数も多くなるというデメリットもある。

第 4 節 協働

1. 協働の推進

区は、区に関わる多様な主体が相互に連携・協力して協働を推進していくために、必要な支援を行わなければならない。

また、区は、多様な主体が相互にコミュニケーションを図れるように、機会・場所の提供に努めなければならない。

2. パートナーシップ

区は、社会貢献の意欲ある地域活動団体や教育機関などをパートナーとして尊重し、協働するものとする。

また、区は、協働作業が円滑に遂行されるように、パートナーの対等の立場を尊重し、相互の責任・役割、機能・専門性等について決める義務がある。この場合において、区は、パートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

【解説】

第 1 章総則の 3. 基本原則の（ 3 ）で規定した「協働の原則」に基づき、ここでは、協働を推進していくための区の役割等を規定します。

第 1 項では、区と区民、あるいは様々な地域活動団体やボランティアグループ、区内の大学やその他関係機関、民間企業も含め、豊島区に関わる多様な主体相互の協働を推進していくために必要な支援を行うこと、また、パートナーシップセンターや地域プラットフォーム等、多様な主体相互の交流

を促進していくための場づくり等、区の果たすべき役割を規定しました。

また、第2項は、区が実際にそうした主体と協働を行う場合の基本原則を定めるものであり、パートナーが区と対等な関係で協働作業が行えるよう、予め協働作業における相互の役割分担等について決めることを区に義務づけるとともに、その手段としてパートナーシップ協定を締結できることを規定しました。なお、区とパートナーとが協働を推進する場合に決めておくべき具体的な事項については、パートナーシップ協定において個別に決める方が協働の推進には有効と考え、ここでは事項の例示にとどめています。

第5章 議 会

第1節 議会の意義と役割

1. 議会設置の宣言

区民は、法令等の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

2. 区民の信託と区議会の権限

区議会は、区民の信託を受けた代表による意思決定機関として、区民の意思・権利を区行政運営に反映させるため、条例の制定、予算などについて審議を十分につくし議決する。

3. 自治の発展

区議会は、豊島区の自治を担う重要な機関としてその機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割をはたさなければならない。

4. 就任時の宣誓

区議会議長は、区議会を代表して、議員任期初めの議会の開催にあたり、自治基本条例にのっとり議会運営を行うことを宣誓しなければならない。

5. まちづくりの推進と福祉の向上

区議会は、区民の意思の把握、調査等を踏まえ、政策の提案・立法を行い、豊島区のみちづくりの推進と区民の福祉の向上を図らなければならない。

6. 区行政運営の監視と調査

区議会は、区行政が区民の意思・権利を反映し適切に運営されていることを監視・牽制し、そのための調査、研究、意見聴取などを行わなければならない。

【解説】

豊島区のよりよい“まちづくり”の主人公は、在住者に加え在勤、在学者などの「区に係わりを持つ人たち」、区民に選ばれた代表により構成される「議会」、区を代表する区長と区職員により構成される「行政」です。これら三者の何れが欠けても、豊島区の未来に向けた“まちづくり”の成功はあり得ません。この三者が、相互の協力と適度な緊張関係を保ち、バランスよくそれぞれの機能を最大限発揮できるような仕組みが必要です。そこで、「議会」「行政」がどのようにして「区に係わりを持つ人たち」と共に豊島区の“まちづくり”を進めて行くべきなのか。その基本的な考え方を検討し、この章において「議会」を、次章以降において「行政」に関する規定を整理しました。

「議会の意義と役割」として、まず議会の設置宣言を第一に規定します。議会の設置については、憲法・地方自治法に規定されていますが、自治基本条例の中で区民の信託に基づいて設置することを改めて宣言することにより、自治体としての自立性を明確に打ち出します。議会を構成する議員を選ぶ権利については、法律に基づき「日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に限定されます。しかし、区民を「区に係わりを持つ人たち」として幅広く定義し、自治に参加するにあたっての権利・義務を新たに規定することにより、多様な区民を自治の主体として位置づけたので、当然のことながら、地方自治における二元代表制の一方を担う議会の権限は、自治の主体である区民の信託に基づくものと言えます。

以上の考えに基づき、議会の権限と果たすべき役割を整理するとともに、この自治基本条例の遵守義務を明らかにするため、区議会議長の就任時宣誓を加えました。

【その他意見】

- “まちづくり”の表現は別途定義する必要がありますが、ここでは以下の趣旨で使っています。
『まちづくりとは、区民及び区により、区民福祉のための地域の環境、組織体制その他の整備及び文化を創りだすことをいう。』

第 2 節 議会運営

1. 円滑・効率化

区議会はその意義と役割を達成するため、円滑・効率的な議会運営を行うとともに、定数・組織の最適化と効率化を図らなければならない。

2. 開かれた議会運営

区議会は、区民との政策情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

中間まとめでは、立法過程の公開を義務づける議会の情報公開や、公聴制度や参考人制度を活用した議会への区民参加の促進を規定していましたが、それらは、前章の「区政への参加」において包括的に規定することとし、また、議会運営に関する細則については、既に議会運営規則が定められているので、ここでは議会運営に関する基本的な考え方のみを規定します。

第 3 節 議員の責務

1. 行動の指針

区議会議員は区民の信託を受けた区民の代表者として、区民意思と権利の区政運営への反映を行動の指針としなければならない。

2. 議論の活発化と能力向上

区議会議員は、議会の責務を果たすため研鑽し、議員間の議論の活発化、審議・政策能力の向上に努めなければならない。

【解説】

地方分権により、自主解釈・自治立法等、自治体における条例制定権の範囲が拡大し、議決機関である議会の権限と役割は非常に大きくなっています。また、少子高齢、低成長社会への移行に伴い、

区行政運営の構造改革が求められている中で、議会の区行政に対するチェック機能の強化も一層求められています。こうした中で、ひとりひとりの議員が、区民の代表として行動し、熟議による民主主義を体現し、さらにそうした責務を果たすための自己研鑽や・能力の向上を議員の責務として規定します。

第6章 区長

第1節 区長の意義と役割

1. 区長設置の宣言

区民は、法令等の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

2. 区民の信託と区長の権限

(1) 区長は、区民の信託を受け、区を統括し、代表する。

(2) 区長は、区行政運営の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、それらを執行する権限を有する。

3. 自治の発展

区長は、誠実公正に職務を執行するとともに、区議会・区民と連携して自立した区政と区民自治の発展を図らなければならない。

4. 就任時の宣誓

区長は就任にあたって、自治基本条例にのっとり職務を執行することを宣誓しなければならない。

5. まちづくりの推進と福祉の向上

区長は、区民の意思・権利を反映した行政サービスの提供を行い、豊島区のまちづくりの推進と区民の福祉の向上を図らなければならない。

6. 区行政運営方針の明示

区長は毎年、区行政運営の基本方針を定め、区議会と区民に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

【解説】

前章第1節の「議会の意義と役割」に対応させ、地方自治における二代表制のもう一方の代表機関である区長の意義と役割を規定します。

議会と同様に、区長の設置宣言を第一に掲げ、区民との信託関係を明らかにします。その上で、区長の権限と果たすべき役割を整理しました。また、区長についても、この自治基本条例の遵守義務を明らかにするため、就任時宣誓を加えました。

【その他意見】

「総則・基本原則」の一項目に豊島区の自治にあたっての「自主性・自立性と連携の原則」を規定するという意見もある。

第2節 区行政組織・職員の管理

1. 区行政組織の整備

区長は、区行政組織を区民の多様なニーズと行政課題の変化に迅速に対応できるよう整備し、組織横断的で総合的な視点から区行政運営を行わなければならない。

2. 職員の登用・育成

区長は、自治基本条例にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を進めるための職員の登用・育成に努めなければならない。

【解説】

区長の執行機関となる区行政組織・職員の管理責任を規定します。

行政のタテ割りの弊害がよく言われるところですが、多様化するニーズと行政課題に対応していくためには、組織横断的な区行政運営への転換を図ることが求められており、そのような視点に立った組織運営を義務づけます。また、組織を構成する個々の職員についても、業務に関する知識・能力の向上は言うまでもなく、この自治基本条例の理念をすべての職員が理解し、区民との協働を推進していく視点を常に持って職務にあたるよう、職員の登用・育成に努めなければならないことを区長の責務として規定します。

第3節 区の職員

1. 区民との信頼関係・連携

(1) 区民としての自覚

職員は、自らも豊島区の区民の一員であることを自覚し、区民の信頼の獲得に努めなければならない。

(2) 全体の奉仕者

職員は、区民全体の奉仕者として、区民の信頼と満足度の向上に努め、区民との協働の視点を持ち、職務の執行に努めなければならない。

2. 職務執行

(1) 誠実公正な職務の執行

職員は、その職務が区民の信託に由来することを自覚し、区長と法令の指示するところのみ従い、誠実公正かつ創意をもって能率的な職務の執行に努めなければならない。

(2) 自治基本条例の理念の実現

職員は、自治基本条例の理念を理解し、その実現のため職務を執行することに努めなければならない。

3. 公益通報等

(1) 区行政の違法・不当の是正

職員は、区行政の運営に違法・不当の事実があるかその恐れがある場合に、これを放置あるいは隠すことなく事態の是正に努め、区行政運営を常に適法で公正なものにするよう努めなければならない。

(2) 公益通報等による不利益処分の禁止

区長は、職員が区行政の違法・不当あるいはその恐れのある是正・通報等を行った場合、他の法令等に反しない限り、不利益となる措置を取ってはならない。

(3) 公益通報等の処理機関

区長は、前項の是正・通報に係る機関を別に定め、当該機関に通報の受付、調査、報告等の処理を委ねなければならない。

【解説】

区長の補助機関である職員の責務について規定します。

職員に対しては、公務に対する一般的な責務と同時に、自らもまた区民の一員であるという自覚を求めるとともに、この自治基本条例の理念を理解し、その実現を目的とすることを責務とします。

また、豊島区では現在はまだ具体化されていませんが、区政への公正性・信頼性を高めるための制度として、違法・不当行為等に関する公益通報を新たに規定しました。ただし、各項目については、基本的な方針を記述したのみであり、他の法令や先進自治体の例を参考にし、さらに検討を加える必要があります。詳細については、別に条例もしくは規則等を定めることを求めます。

【その他意見】

公益通報等の処理機関として、中野区は、区の内部に「委員会」を設置している。しかし、コストはかかるが、外部に設置する方が、客観性や区民の監視機能を活かす点では有効と思われる。

第7章 区政運営

第1節 区行政運営

1. 基本構想と計画行政

(1) 基本構想等の策定

区長等は、自治基本条例にのっとり基本構想等を策定し、総合的・計画的な区行政の運営を行わなければならない。

(2) 目標等の明示

基本構想に基づき策定される計画には、計画目標・実施内容・費用・期間を数値として明示し、財政上の裏付けと実施の優先順位を付すものとする。

(3) 区民の参加

基本構想等の策定にあたっては、区民の参加を担保する基本構想審議会等の意見を尊重しなければならない。

2. 行政手続

区長等は、区の行政手続の公正と透明性を確保し、区民の権利と利益の保護に努めなければならない。

3. 行政評価

(1) 行政評価の実施

区長等は、個別の施策と事業の目的に照らして、その達成度合いを監視し、評価を行い、

公表しなければならない。その目的が達成されていない場合は、達成を促すために必要な措置を講じなければならない。

(2) 各段階における評価

個別の施策と事業の評価は、事前、執行途中、事後の各段階において行わなければならない。

4. 自治体法務

区長等は、自立した区行政運営を実現するため、法令等の自主解釈権及び条例等の自治立法権の積極的な活用を図らなければならない。

5. 財政・財務等

(1) 予算編成

区長は、基本構想に基づく計画及び行政評価を踏まえて予算編成を行うとともに、決算結果を含め、区民に十分な説明責任を果たさなければならない。

(2) 財政の健全化

区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化と世代間負担の公平化を図らなければならない。

(3) 財政状況と財務諸表の公表

区長は、区長の見解、評価内容を付し、区の財政状況と財務諸表を公表しなければならない。

(4) 出資団体、助成団体の監督

区長は、出資団体及び助成団体等に出資目的の達成を求め、区民への情報公開と適正な業務運営がおこなわれるよう監督するものとする。

6. 危機管理

(1) 区民生活の安全性の向上

区長等は、区民生活の安全性向上の観点から、防災等を考慮した安全なまちづくりの推進に努めなければならない。

(2) 大規模災害等の危機管理体制

区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には区民、関係機関と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。

(3) 区民による相互支援

区民は、大規模災害等に備え、相互の信頼関係を構築し、支援体制を整備するよう努めるものとする。

【解説】

区行政の基本的な運営原則と制度について以下の趣旨に基づき規定します。

1. 基本構想と計画行政

基本構想は、地方自治法第2条において、「市町村は...地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」、議会の議決を経て制定することが定められています。この基本構想の目指すべき将来像を実現するため、基本計画や各分野別の計画等を体系化し、総合的・計画的な区行政運営を図っていくことを規定します。なお、基本構想等の策定への区民参加についても明記しました。

2. 行政手続

豊島区では、既に「豊島区行政手続条例」が定められていますが、区行政の公正と透明性を確保するための行政手続の意義について改めて規定します。

3. 行政評価

豊島区では、既に事務事業評価や政策評価等が実施されていますが、行政評価を実施する根拠条例等はありません。行政評価の実施を自治基本条例の中で規定することにより、実施の根拠を明確にします。施策や事業の効率的な執行を確保していくために、モニタリングにより達成状況の監視すること、及び区民への公表等について規定します。

4. 自治体法務

地方分権一括法の施行により機関事務が廃止され、法令等の自主解释权、条例等の自治立法権が拡大したことを受け、自立した区政運営の実現を図るため、その積極的な活用を規定します。

5. 財務・財政

健全かつ計画的な区行政運営の裏づけとなる財政・財務の基本原則を規定します。また、区民への説明責任とともに、財政状況に対する区長の見解・評価内容の公表を義務づけます。さらに、区が出資する団体等に対する区長の監督責任についても規定します。

6. 危機管理

防災や大震災等災害時を想定した危機管理体制の整備等、区の役割を規定するとともに、区民の相互支援等についても規定します。

【その他意見】

代表的な外部団体には、「コミュニティ振興公社」、「社会福祉事業団」、「街づくり公社」等があり、豊島区の16年度支出額は約40億円で、区全予算に占める割合は4.5%となっている。“危機管理”の表現は多くの意味を持つので、大規模災害を想定した事態に沿った表現に置き換えることも考慮する。

緊急時の区機能の一時的な停止を想定した、区に頼らない地域自身による体制づくりも自治基本条例に記述したい。

児童虐待等の対策

児童虐待等について、区の取り組みを求める意見が教育関係者に非常に多いので、災害に比肩すべき項目として児童虐待に関する豊島区の対応を項目として記述したい。

第2節 他機関等との連携

1. 自主性・自立性の原則

区は、区政の運営にあたって、自らの責任と自主性、自立性をもって判断し、区民及び他の自治体や国とも連携して自治を推進するものとする。

2. 国及び都との関係

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、国及び東京都と対等な政府間関係を確立し、各々の役割分担の明確化と財源配分のもと、その責任をはたす関係を目指すものとする。

3. 他の自治体及び国等との連携

(1) 自治の拡充のための連携

区は、他の自治体及び国や関係機関と連携し、法制度の構築に取り組むなど、地方自治の拡充を図るものとする。

(2) 課題解決のための連携

区は、他の自治体及び国や関係機関と連携し、経済の発展、防災、環境、教育などの課題解決に取り組み、よりよいまちづくりの推進に努めるものとする。

4. 国際的な連携

区は、外国人人口の多い特性を考慮し、在住外国人、市民団体、海外の自治体等と連携し、経済の発展、防災、環境、教育、人権などについて、地域からの視点とグローバルな視野で課題の解決に取り組むものとする。

【解説】

豊島区を含む東京 23 区は、特別区として地方自治法上「特別地方公共団体」に位置づけられています。これは、東京都という大都市特有の制度で、広域的な行政の一体性を確保するため、通常市町村が行う事務のうち一部を都が行い、これに伴い市町村が徴収すべき税の一部を都が一括して徴収し、それを調整財源として各区に配分するという方法が採られています。ある部分では都の内部団体的なこうした制度が採られているため、人口規模的には普通地方公共団体である市と同等でありながら、自治体としての自立性という面では欠けていると言わざるをえません。

こうした現状も踏まえ、自治体としての自主性・自立性を原則として、国・都との対等な政府間関係の樹立をめざすことを規定します。また、自治拡充やさまざまな課題を解決するため、他の自治体やその他関係機関との連携を規定するとともに、よりグローバルな視野に立ち、単なる国際交流とは異なる国際的な連携について規定します。

【その他意見】

- 「住民自治組織間の連携」として以下の内容の記述を求める意見があることを付記します。
- ・住民自治組織・NPO等は、連携、協働して課題に対処する。
 - ・区は、住民自治組織・NPO等に対し住民自治発展の観点から、必要に応じアドバイスをを行い問題解決の調整を図る。
 - ・区は、区を越えて活動する住民自治組織、NPOについても自治基本条例の趣旨の範囲で発展を支援する。

3 . 検討の経過

全体会議等の開催

回	開催月日	議 題 等
第 1 回 (準備会)	平成 16 年 5 月 7 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ●メンバー顔合わせ・自己紹介 ●講義「自治基本条例の考え方」 ●会議の進め方について
第 2 回 (準備会)	5 月 15 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ●「自治」についての自由討議 ●会議の運営方法について
第 3 回 (準備会)	6 月 4 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ●討議：「区民の権利と責務」 ●区民会議の会則について
第 4 回 (準備会)	6 月 19 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ●討議：「豊島区基礎データ」を読む ●会則案・パートナーシップ協定案について
第 5 回 (準備会)	7 月 2 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ●区民会議の方向性について ●会則案・修正案議決・承認
第 6 回	7 月 17 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例研究会報告書の学習 ●パートナーシップ協定締結式
第 7 回	8 月 25 日 (水)	●地域区民ひろば構想とコミュニティについての学習
第 8 回	9 月 3 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ●夏休みの課題発表 ●条例の骨子について
第 9 回	9 月 24 日 (金)	●グループ討議
第 10 回	10 月 1 日 (金)	●グループ討議
第 11 回	10 月 16 日 (土)	●グループ討議・まとめ
第 12 回	11 月 12 日 (金)	●前文・総則の検討
第 13 回	11 月 20 日 (土)	●「中間まとめ」案作成方法等の検討
第 14 回	12 月 7 日 (火)	●前文素案の検討
第 15 回	12 月 16 日 (木)	●前文の検討
第 16 回	1 月 11 日 (火)	●「中間まとめ」の検討 (模擬フォーラム)
第 17 回	1 月 20 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ●「中間まとめ」の決定 ●区民フォーラム開催について (打合せ)
区民フォーラム	1 月 29 日 (土)	中間まとめの発表
第 18 回	2 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ●職員 P T との意見交換 ●区民フォーラムの反省と今後の進め方について
第 19 回	2 月 17 日 (木)	●区民会議案の検討
第 20 回	3 月 1 日 (火)	●区民会議案の検討
第 21 回	3 月 17 日 (木)	●区民会議案の検討
第 22 回	3 月 31 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ●区民会議案の決定 ●区民会議案の区長への提出

* この他、各ワーキンググループ別の個別会議や起草委員会、運営委員会等を開催しました。

豊島区自治基本条例区民会議案の策定に関するパートナーシップ協定

豊島区在住・在勤・在学・在活動者（以下「区民」と略します。）の自律的な組織である「豊島区自治基本条例区民会議」（以下「区民会議」と略します。）と豊島区（以下「区」と略します。）は、「豊島区自治基本条例区民会議案の策定に関するパートナーシップ協定」（以下「パートナーシップ協定」と略します。）を次のとおり締結します。

1 パートナーシップ協定の目的

地方分権の担い手である地方自治体は、効率的で持続可能な行政経営システムや、地域の課題は地域で解決していくことを原則とする住民自治のあり方を明確にすることが求められています。

区民会議と区は、参加と協働を柱とする自治基本条例の意義と必要性について共通の認識に立ち、対等な立場で議論し、豊島区の特性を踏まえた自治基本条例のあり方を検討します。

本協定は、区民会議と区が、各々の違いを認めつつ、それぞれの機能や能力を生かし、共に活動に取り組むという「パートナーシップ」に基づいて自治基本条例のあり方を検討するため、双方の役割分担と相互の連携・協力の内容を定めるものです。

2 パートナーシップに関する3つの原則

区民会議と区とは、パートナーシップに基づき、互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等な立場に立って議論し、意見を交わします。
- (2) それぞれの自主性を尊重します。
- (3) 相互に連絡・情報交換を密にし、互いに協力します。

3 区民会議の役割

- (1) 区民会議は、区民自らがめざす自治のあり方を自治基本条例に反映させるため、パートナーシップに基づき、区民会議案を策定します。
- (2) 区民会議は、幅広い区民の意見を集め、区民会議案に反映させます。
- (3) 区民会議は、区民会議案について、より多くの区民に理解と信頼を得られるよう、情報の公開及び提供に努めます。
- (4) 区民会議は、平成17年3月を目標に「区民会議案」を作成し、区長に提出します。

4 区の役割

- (1) 区は、パートナーシップに基づき、区民会議案策定に向けて区民会議と協働します。
- (2) 区は、区民会議案の策定に必要な情報を提供します。また、区職員からなるプロジェクトチームを設置し、区民会議における案の検討に必要な各種の調査・研究を行い、区民会議に資料として提供します。
- (3) 区は、区民会議の活動に必要な場所を提供します。
- (4) 区は、専門家の派遣や調査活動などについて支援を行います。
- (5) 区は、区民会議の活動及び区民会議案の広報並びに情報公開に関し、媒体の提供などを通じて積極的に協力します。

5 相互の連絡調整について

- (1) 相互の連絡調整を円滑に行うため、区民会議に運営委員会を、区に事務局（政策経営部企画課）を設置します。
- (2) 区民会議運営委員会と区事務局は、会議の運営等に関し調整を必要とする事項について、適宜協議します。

6 区民会議案の取扱いについて

- (1) 区は、区民会議案の趣旨を最大限に反映し、条例案を策定します。
- (2) 区は、区民会議の意見、並びにパブリックコメントにより寄せられた幅広い区民からの意見について、区の間考え方を公表し、充分考慮して条例案の策定にあたります。

7 パートナーシップ協定の期限

パートナーシップ協定は、区民会議と区との合意を以って発効し、区民会議案の策定までとします。

8 その他

パートナーシップ協定に定めていない事項で、今後パートナーシップ協定を遂行する上で必要と認められるもの、また、疑義を生じたものについては、区民会議と区の協議の上修正するものとします。

豊島区自治基本条例区民会議会則

- 1. 名称 「豊島区自治基本条例区民会議」(以下「区民会議」と称する。)
- 2. 目的 「(仮称)豊島区自治基本条例」区民会議案の策定
- 3. 協定 区民会議と区との協働による条例案づくりを行うため、区とパートナーシップ協定を締結する。
- 4. 存続期間 区民会議案の策定までとする。ただし、区民会議案策定後の区民会議の役割については、会議終了時に改めて協議するものとする。
- 5. 会 員 豊島区内に在住・在勤・在学する者及び区内で活動する者で、区民会議への参加を申し込んだ個人
- 6. 構 成 全体会及び分科会（ワーキンググループ）を設置する。

全体会	会員全員で構成する。合議に基づく区民会議の意思決定機関とし、代表は置かない。
分科会	区民会議案の検討・立案を行う場とし、会員は少なくともいずれかひとつの分科会に所属するものとする。分科会の設置数及び各検討テーマについては、全体会において協議し決定する。 各分科会に、リーダー及びサブリーダーを置く。リーダーは分科会の検討経過及び結果を総括し、全体会に報告する役割を担う。サブリーダーはリーダーを補佐する役割を担う。
運営委員会	区民会議の円滑な運営を図るため、会議の企画運営について協議し、全体会の招集及び進行を担うものとして運営委員会を設置する。また、運営委員会は、区事務局との連絡・調整窓口としての役割を担う。

7. 議決の方法 決定は全員合意を原則とするが、迅速な決定が必要な場合や意見の統一が困難な場合は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定とする。

8. 会議ルール

互いの意見を尊重し合い、自由な発言を原則とする。

ただし、特定の個人・団体を誹謗・中傷する発言は厳禁する。

合意形成をめざし、徹底した議論を尽くす。

それぞれに異なる意見を認め合い、集約するためのプロセスを大切にする。

また、一度合意した事項については、その内容を尊重する。

発言の公平性に配慮し、少数意見を尊重する。

会議の進行役は発言が偏らないように配慮し、少数意見についても発言の機会を保障する。また議決において意見が分かれた場合は、少数意見の発言内容も記録として残す。

時間を厳守し、スピーディーな進行を心がける。

欠席・遅参する場合は、事前に事務局に連絡する。

9. 会議の公開 会議は公開を原則とする。ただし、運営委員会等連絡調整のための会議は公開の対象としない。

傍 聴

会場の許す範囲で傍聴も自由とする。ただし、傍聴者には発言権並びに議決権は認めない。また、会議の秩序を乱す行為や、会議の妨害になるような行為をした場合は退場を求める。

会議録

議事及び発言の要旨等を文書として記録し、公開する。

公開にあたっては、個人のプライバシーに関わる情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とする。また、記録内容について区民会議の承認を得た後に公開するものとする。

10. 区民への情報提供及び意見聴取

区のホームページや広報紙等、様々な広報媒体を活用し、区民会議の検討状況を逐次情報提供し、区民への周知を図る。

区民会議の会員は、自分の活動する周囲への情報提供等を通じ、自治基本条例制定の意義や区民会議の検討状況の普及・啓発に努める。

区民会議案の策定にあたっては、広く区民の意見を求め、その意見をできるかぎり反映させるよう努める。

11. 改正等 この会則に定める内容について見直す必要が生じた場合は、全体会で協議の上、改正することができる。また、この会則に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、その都度全体会で協議の上、決定する。